

秋田大学全学同窓会会則

平成21年11月15日制定

(名称)

第1条 本会は、秋田大学全学同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、秋田市手形学園町1番1号秋田大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、秋田大学各学部等同窓会（以下「各学部等同窓会」という。）相互の交流と親睦を図り、秋田大学の教育研究活動等を支援し、もって秋田大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 各学部等同窓会相互の交流と親睦を図る事業
- 二 教育研究活動等に対する支援事業
- 三 教育研究環境の整備に対する支援事業
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、次に掲げる各学部等同窓会をもって組織する。

- 一 教育文化学部同窓会
- 二 医学部医学科同窓会
- 三 医療技術短期大学部・医学部保健学科同窓会
- 四 工学資源学部同窓会

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 4名
- 三 理事 4名
- 四 監事 2名

2 会長は、各学部等同窓会の各会長の互選により選出する。

3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、各学部等同窓会役員のうちから、それぞれ選出された者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 理事は、各学部等同窓会会員のうちから、それぞれ選出された者をもって充てる。

7 理事は、会務を執行し、本会の発展に努力する。

8 監事は、役員会の同意を得て、会長が選任する。

9 監事は、会務を監査する。

10 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条 本会に、役員をもって組織する役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 本会の運営に関する重要事項
- 二 会則の改廃に関する事項
- 三 事業計画及び事業報告に関する事項
- 四 予算及び決算に関する事項

五 その他本会の目的を達成するため必要な事項

- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 5 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。
- 6 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは 会長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 本会の事業を円滑に実施するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第9条 本会の運営に必要な費用は、別に定める。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成21年11月15日より施行する。
2. この会則の施行後、最初に選出される役員の任期は、第6条第10項の規定にかかわらず、平成21年11月15日から平成24年3月31日までとする。